

平成27年7月8日

於・1002会議室（10階）

第1021回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について （諮問第18号） .....	1
(2) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信 用地上基幹放送局の予備免許について （諮問第19号） .....	7
3. 報告事項（情報流通行政局関係）	
(1) 日本放送協会平成26年度決算の概要 .....	12
(2) 日本放送協会が行う地上デジタル放送への移行に係る助成業務の 実施要綱の変更について .....	18
4. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 「周波数再編アクションプラン（平成27年10月改定版）」（案） について .....	20
5. 閉 会 .....	28

## 開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

情報流通行政局の職員に入室するようにお願いしてください。

(情報流通行政局職員入室)

### 諮問事項 (情報流通行政局関係)

(1) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について

(諮問第18号)

○前田会長 それでは、早速ですが審議を開始いたします。

最初に諮問第18号、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について、につきまして、久恒放送技術課長から説明をお願いいたします。

○久恒放送技術課長 放送技術課でございます。諮問第18号の説明資料に基づきましてご説明いたします。本件はV-Lowマルチメディア放送の周波数の使用にかかわります制度整備を行うものでございます。資料の1ページ目の「1. 諮問の概要について」をご覧ください。本件は、V-Lowマルチメディア放送とそれに近接するほかの無線局、特に航空無線航行システムとの周波数の共用を可能にするとともに、より効率的な放送の区域を確保するという観点から、柔軟な周波数の使用を可能とするという目的のために、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するものでございます。

今般の変更理由は次のとおりでございます。「2. 変更の理由」の3段落目からご覧ください。「このうち」と書かれているところでございます。103.5

MHz を超え 108MHz 以下の周波数を使用する V-Low マルチメディア放送に近接いたします、108MHz を超え 117.975MHz 以下の周波数帯では、航空無線航行システムがその周波数帯を使用しております。いわゆる ILS と言われているものでございまして、航空機の着陸を誘導するシステムでございます。こうした航空無線航行システムとの周波数の共用を図るためには、東京など、V-Low マルチメディア放送の送信点と、航空機の着陸する航路が地理的に近い一部の地域におきまして、V-Low マルチメディア放送が使用する周波数を、ILS、航空無線航行システムの周波数から離調することが有効であると考えております。したがって、ほかの無線システムとの周波数共用を可能とするとともに、より効率的な放送区域を確保するという観点から、柔軟な周波数の使用を可能とするために、真に必要な場合に限定いたしますけれども、V-Low マルチメディア放送が使用する中心周波数を 105.428571MHz とすることが可能になりますように、少し下のほうにずらすこととなりますが、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するというものでございます。

次のページ、色刷りの参考資料をご説明いたします。右上に周波数の表と、それから日本地図がございますが、緑色で示した地域におきまして、V-Low マルチメディア放送は高いほうの周波数ということで、103.5MHz を超え 108MHz 以下の周波数を使用するということになってございます。特に東京におきましては V-Low マルチメディア放送の空中線電力が非常に大きく、また ILS の周波数と近接しているために、下の絵にございますとおり、中心周波数を 7 分の 1MHz、つまり 150kHz ほど ILS のほうから下のほうにずらす、移動させることにより、航空無線航行システムとの周波数共用が可能になることが机上計算、さらには実証実験を行ったことにより確認されてございます。今般の変更は、このように安全面を考慮してほかの無線局との

周波数共用を図るためのものがございます。

資料の説明は以上でございまして、参考とございますパブリックコメントと、それに対する意見の考え方につきましてご説明いたします。パブリックコメントにつきましては、先月6月3日から7月3日までを期間といたしまして募集しました結果、合計で16件のご意見をいただいております。まず1件目、これは株式会社VIPのご意見でございまして、賛成意見でございますので、賛同のご意見として承りますという旨を、総務省の考え方、右から2つ目の欄でございますが、そう記させていただいております。

また、2件目から7件目は、今後、ソフト事業者が行おうとしている、それぞれのマルチメディア放送株式会社からのご意見でございますので、同様に賛同のご意見として承るという旨を記させていただいております。

3ページ目でございますが、8件目、これは成田国際空港からのご意見でございます。成田国際空港株式会社から提出された意見の上から5行目にありますように、まずは成田空港としては賛同させていただきますといただいておりますが、その上で、航空保安無線施設の免許人として、以下のとおりお願いをさせていただきますというご意見をいただいております。

その中で特に、下から2つ目のパラグラフ、下から6行目に「仮に」という段がございますが、弊社の施設に影響があった場合に航空機の安全運航にかかわる重大な問題となりますので、これを防止するために関係免許人に対しまして必要な方策、指導を総務省にお願いしますといった内容がここをお願いされてございました。それに対する総務省の考え方はその右にございますけれども、第2パラグラフでございますが、一部抜粋して読み上げさせていただきますが、航空無線航行システムへの影響について調査を行った結果、御社のILSへの影響はないと考えられますが、総務省においては航空無線航行業務の無線局等の運用に支障を与えることがないように、無線局免許の条件を付すとともに、

V-Lowマルチメディア放送を行う放送事業者に指導を徹底してまいりますといった考え方を示してございます。なお、試験放送の電波の発射段階におきましても、本放送開始後におきましても、関係する免許人との間での連絡体制はしっかりと構築いたしまして、混信が発生しないように対応を求めてまいりたいと考えてございます。

それから次の9件目から5ページ目の12件目までですけれども、これはV-Lowマルチメディア放送に関連する送信機メーカー、受信機メーカーからのご意見で、おおむね賛同のご意見でございますので、総務省の考え方も、その旨で承るとしてございます。

それから13件目以降は個人からのものがございます。13件目ですけれども、90～108MHzの周波数につきましては、FM放送に使うことはどうでしょうかというご意見でございますが、総務省の考え方は右のほうにございますとおり、平成25年9月27日に示された基本的方針にのっとりまして、99MHzを超え108MHz以下の周波数帯については、V-Lowマルチメディア放送に使用することとされているということで、参考意見として承るとしてございます。

次のページ、14件目も95～99MHzの周波数の使用のあり方についてのご意見でございますけれども、先ほどのご意見と同様なものとして、承るということでの回答にさせていただきたいと考えております。

15件目につきましては、告示案に賛成いたしますということですので、賛同のご意見として承る旨を記させていただいてございます。

最後の16件目もまた、95～99MHzの周波数の使用のあり方についてのご意見ですけれども、これについても先ほどと同様に、参考意見として承るといふ旨にさせていただいております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは本件につきまして、何かご質問、あるいはご意見ございますでしょうか。

お願いします。

○村田委員 1点、確認なのですが、要は前回、6月の審議会でありました、航空無線航行システムとの調整に時間をかけたというのがまさにこのことで、従前よりそのガードバンドを広げると。ただ、その理由は今回、V-Lowマルチメディアの出力とか空港との近接性からして、従前のこの周波数帯の使用とは違って、もう少しガードバンドを空けておかないと危ないですよということになりましたという理解でいいのですか。

○久恒放送技術課長 そのとおりでございます。国土交通省航空局との間の調整に時間がかかりましたという旨を、前回の審議会の場で申し上げさせていただきましたが、特に東京の羽田空港との間でどうするかといったところが1つ、大きな課題になってございました。今回、その決着として150kHzほど、さらに下にずらすという案をご提案し、ILSとの共用がしっかり図られることが確認されたものでございます。

○村田委員 あともう1点は、今、机上の計算だということなので、成田空港さんからはこれでいきましょうと、ただし、もし問題が起こったらまた調整してくださいということで、総務省としてはそれはきちんとやりましょうということだというふうに説明を伺ったのですが、一方でこのVIPさんも、一応、机上計算でこれでスタートするけれども、何か問題があるときにはまた調整するというのは、VIPさんも認識されているということですか。

○久恒放送技術課長 そのとおりです。机上計算に当たっては、実機をそれぞれの工場の中で測定した結果、そこから今度はどういう干渉が発生し得るのかということ相当の回数、計算し合いまして、双方ともきっちり納得がいく形

になってございますので、これで我々としては万全だと考えていますが、本当に万が一という話になった場合にはというご趣旨だと理解しておりますので、その場合には改めてきちんと調整をしていきますということでございます。

○村田委員 分かりました。以上2点です。

○前田会長 ほかにはどうでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○吉田代理 ただいまの村田委員のご質問に関連した質問をさせていただきます。本件は、要はV-Lowマルチメディア、Aチャンネルの中心周波数を7分の1MHz、下のほうへ動かすことによって、ILSとのガードバンドを7分の1MHz増やす一方、下のBチャンネルとのガードバンドは7分の1MHz狭めるご提案と理解しましたが、そのことによる定量的な評価、すなわちILSとV-LowマルチメディアのAチャンネルとの干渉がどれくらい減ったのか、また下のほうのBチャンネルとの干渉はどれくらい増えるのか、そのあたりの定量的な評価は行われたのでしょうか。

○久恒放送技術課長 同時にそういう検討も進めてまいってまして、それについても問題なく解消できると聞いてございます。

○吉田代理 下のほうは狭めても問題は起こらないということでしょうか。もともと少し余裕があったという感じなのではないでしょうか。

○久恒放送技術課長 特に関東の地域でいきますと、神奈川と静岡の間といったところをどうするかということですが、山もございまして、電波の通り方というのは工夫をしていけば、きちんとできるのではないかと認識しております。

○吉田代理 ありがとうございます。

○前田会長 ほかには。よろしいですか。

特にご質問、ご意見、これ以上ないようですので、諮問第18号につきまして



ては諮問のとおり変更することが適当である旨、答申を行ってはいかがかと思  
いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。  
答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してく  
ださい。

(2) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上  
基幹放送局の予備免許について (諮問第19号)

○前田会長 次に諮問第19号に移ります。99MHzを超え108MHz以  
下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の予備免許につきまして、藤  
野地上放送課長から説明をお願いいたします。

○藤野地上放送課長 藤野でございます。お手元の資料のうち、諮問第19号  
説明資料と右肩にございますパワーポイントの資料に沿いましてご説明させて  
いただきます。本件は、昨月のものにつきまして、株式会社VIPからの申請  
があったものでございますけれども、V-Lowマルチメディア放送の親局の  
予備免許を申請するというものでございます。

表紙をめくっていただきまして1ページ目をご覧くださいと思います。  
昨月のものは、九州・沖縄ブロックの親局でございましたが、今般のものは関  
東・甲信越ブロックの親局でございます。場所は港区芝公園、東京タワーでご  
ざいます。こちらにつきまして3ページをまずご覧くださいと思います。  
日本地図、これは昨年と同じものでございますけれども、この緑色、103.  
5～108MHz、この高い部分を使うという意味で、今回の無線局は福岡の  
ものと同じような形になってございます。こちらにつきまして具体的な審査内

容としましては、昨月の福岡のものと同じ部分と違う部分がございます。これをそれぞれご説明させていただきたいと思います。

2 ページをご覧いただきたいと思います。主な審査事項としまして（１）経理的基礎、それから（２）基地局の展開状況に関しての開設指針への適合性、そして（３）技術審査とございます。この無線局を開設する主体、株式会社VIPは、結果として全国にこのインフラを提供するものでございまして、経理的基礎の部分、基地局の展開の部分、（１）と（２）は、昨月の福岡のものと同じ内容でございます。

（３）の技術審査のほうでございますが、こちらにつきましては、技術基準の適合性、それから技術的能力の有無、あるいは周波数の割当可能性の部分、基本的部分は同じでございますが、違うところがございます。これは先ほどご審議いただきました告示、周波数の使用計画に関するところでございます。注というところ、やや小さい字になってございますが、ご覧いただきたいと思います。改正前の現行の告示では、この部分の周波数の中心周波数を105.571429MHzとしてございます。先ほどご説明させていただきましたように、航空無線局との調整の結果としまして、この周波数使用計画を改正いたしまして、中心周波数をここだけではなくて、105.428571MHzも使用できるようにしようというふうに考えてございます。

この告示の改正が行われた後について考えたいと思うわけでございますけれども、航空無線局との調整の結果、この低いほう、105.428571MHzにしたほうが無線局の運用としても非常に好ましいのではないかとということで、告示が改正された場合にこの新しい周波数を指定するという形で、審査をさせていただいております。この新しい周波数であれば、混信等の懸念もなく適当なのではないかとということで、そういったことを前提に今回の無線局についてはお諮りしているものでございます。

そういった意味で今回の諮問は、これまでの通常の諮問とやや異なっております。周波数使用計画が変更され、そして105.428571MHzの周波数の使用ができるようになった場合に、この周波数を指定することで予備免許を与えるということではいかかという諮問をさせていただこうということで、今回準備させていただいたわけでございます。

そういったことでこの周波数については、従来の考え方と若干違う周波数を指定させていただきますけれども、その他の内容については予備免許を与えることが適当ではないかというふうに思われますので、そういった形で提示させていただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

1点、昨月の福岡についてのご審議をいただきましたときに、松崎先生からご指摘いただいた事項がございました。もう一度ここでリフレインさせていただきますと、東北の被災地の方々に仮設住宅にいる方々などに向けて、例えば低利の融資であるとか、あるいは不動産関係の情報などがきめ細かく与えられるような、そういった在り方は考えられないかというふうなことだったと思います。そのように私も理解いたしまして、株式会社VIPのグループでソフト会社のほうも準備していただいておりますので、そちらにお伝えしております。先方からの回答がございましたので、これについてご紹介させていただきたいと思っております。

このV-Lowマルチメディア放送の特色といたしまして、広域のブロックの放送を行いますけれども、その中で、エリアコードを使って受信者を地域的に細かく指定することができます。具体的に申しますと、例えば何市とか何町、何区といった単位でエリアコードが付されておりますので、そこだけに視聴いただくような形の放送をすることができるということでございます。このエリアコードはさらにサブコードという、さらに細かく割り振ることもできるようになっております。これは具体的なものというより、例えばということでござ

いますけれども、福島の喜多方市などでは大熊町の方が避難されておりますが、そうすると地域は分散されておりますけれども、もともと同じコミュニティの方々がいるわけです。そういった方々に向けての放送というのがやりやすいような技術的内容になってございます。

どうするかということでございますけれども、すぐに今回、電波を發して放送を始めたときに、ご指摘いただいたような内容でできるかということは分かりませんが、ただ株式会社VIPによれば、例えば賃貸不動産会社でそういったエリアの方々への対応というのに非常に関心を持たれたところがある、あるいは、医療や介護の分野でも在宅患者、あるいは要介護者に対してこういったチューナー入りのタブレットとか、そういったものを配布してケアなどのニーズに対応するというふうな構想を持っている事業者もいらっしゃるということです、放送開始当初からすぐということにはならないかもしれませんが、そういった分野のニーズにも応えるようなことをチャレンジしていきたいというふうにおっしゃっております。

○松崎委員 エリアコードプラスサブコードで、本当にピンポイントで情報が欲しいところにスポット的に伝えられるわけですね。

○藤野地上放送課長 そうですね。分散している場合にも対応できますので、そのニーズに応えるようなこともできるのではないかと。

○松崎委員 素晴らしいですね。旧郵政省時代の委員会で、東京に住んでいる人が北海道から大人用のおむつをゆうパックで取り寄せるというケースがありました。そういう状況を周りに知られたくないので近くの薬局に買いに行かないで、わざわざ北海道からゆうパックで取り寄せているという報告でした。周囲に知られずに自分の必要な情報が得られるなら喜ばれるのではないのでしょうか。ありがとうございます。

○前田会長 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。

か。

○山本委員 1つよろしいですか。これは万が一という話だとは思いますが、報告があったときには電波発射を停止することとありまして、これが先ほどの諮問事項のほうの、成田国際空港株式会社からの意見に対する考え方にも示されているところかと思えますけれども、これは具体的には誰が報告することになるのでしょうか。空港管理会社が報告をするということなのか、具体的にこういったことが万が一、起きた場合にはどのようなプロセスになるのかということをお伺いしたい。

○久恒放送技術課長 例えば成田空港の場合ですと、成田空港株式会社というところが運営してございますので、そこからVIPに対して直接連絡するというルートが確立されています。

○山本委員 直接連絡をするという申し合わせになっているということですか。

○藤野地上放送課長 無線局の運用をやっている方ということですね、そこが実際に支障があったかどうか分かりますので。

○山本委員 空港管理をしているところがということですね。分かりました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○吉田代理 今回の諮問案件は、関東・甲信越広域圏を対象とし、かつ都心の東京タワーに設置される親局に対する予備免許ということで、これからのこのシステムの成否を占う上で非常に重要なことと思っております。そういう意味で、前回は話題になりましたコンテンツも含めまして、是非これが成功するように頑張っていただければと思います。

それで、1点お伺いしたいと思いましたが、資料には3Wを超える特定基地局やパーキングエリア等に設置する3W以下の特定基地局について言及されていますが、今回東京タワーに設置される親局が認められますと、これらの3

W以下の特定基地局も随時展開されていく予定なのでしょうか。そのあたりは  
どういう計画になっているのでしょうか。

○藤野地上放送課長 申請者が具体的に示している大規模、中規模の特定基地  
局の展開以外に、小規模の特定基地局というのも随時展開していくということ  
になってございます。

○吉田代理 これも随時展開、今後されていくということですね。

○藤野地上放送課長 はい。

○吉田代理 分かりました。ありがとうございました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。特にありませんか。

それでは、これも異論が特にありませんので、諮問第19号につきましては、  
諮問のとおり予備免許を与えることが適当である旨の答申を行うこととして  
いかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。  
答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してく  
ださい。

以上で諮問事項を終了いたしまして、次に報告事項に入ります。

## 報告事項（情報流通行政局関係）

### (1) 日本放送協会平成26年度決算の概要

○前田会長 報告事項といたしまして、日本放送協会平成26年度決算の概要  
につきまして、長塩放送政策課長から説明をお願いいたします。

○長塩放送政策課長 それでは、平成26年度決算概要についてお手元の資料、

とじてございますが、上3枚が概要ペーパーになってございます。こちらで説明させていただきたいと思っております。

この、日本放送協会の決算の概要でございますが、先月、NHKから総務大臣宛に提出されたものでございまして、今後、会計検査院での検査を経て国会に提出される運びのものでございます。概要1でございますが、一般勘定でございます。資料の枠の中に平成25年度決算、平成26年度予算、平成26年度決算、その増減という項目がございますが、黒枠の中をご覧くださいと思います。平成26年度決算の事業収入につきましては6,871億円、うち受信料収入が6,493億円でございます。また、事業支出は各項目列挙されてございますが、総額で6,475億円でございます。その差額に相当します事業収支差金が、一番下でございます396億円、こういうものになってございます。このほか建設積立資産の状況ということでございまして、平成26年度末、1,348億円ということになっております。

この決算のポイントでございますが、下半分でございます。平成26年度は90億円の黒字見込みに対し、396億円の黒字決算となつてございますが、この要因といたしまして3点並べてございます。1点目でございますが、見込みを上回る受信料収入があったということでございまして、これが65億円でございます。受信契約総数自体が増えていることに加えまして、地上のみ見られるものよりも、地上と衛星が見られる、いわゆる衛星契約数の比率、割合が増えているということにより、全体としての受信料収入が増額したというものでございます。また、その他収入といたしまして、当初、もう少し先だろうと思っておりました固定資産の売却、下に注でございますが、旧富士見ヶ丘運動場、こういったものが期内に売却をすることができましたので、これが増の要素になってございます。その他、経費削減で71億円が計上されているというものでございます。

また、次のポイントでございますが、放送センターの建替につきましては、先般、NHKより現在の土地で今後、建て替えていく旨の発表が行われ、今後1年をかけてもう少し詳細を詰めていくということになってございますが、この建替に充てるため、建設積立資産へ繰り入れるというものが、ご覧のところでございます。今回の収支差金のうち386億円、それから平成25年度の差金182億円、これによりまして全体として1,348億円が計上されるということでございます。

次のページでございます。もう一つの勘定、番組アーカイブ業務勘定でございます。こちらにつきまして事業収入は、同様に黒枠の中でございますが、18.8億円、支出につきましては16.6億円ということでございまして、その差2.2億円の黒字が発生しているものでございます。これは2年連続の黒字を確保したということございまして、これまでの累積された赤字相当額がございまして、こういったものの解消に充てていくということでございます。

この決算と同様に業務報告書の概要について、3ページ目でございます。簡単に触れさせていただきたいと思っております。一番上、番組の概況でございますが、国内放送等につきまして引き続き必要な強化策を図っているということですか、取り分けこの年度につきましては、国際放送につきまして外国人向けテレビ国際放送について、強化策を展開しているという旨が記載されてございます。また、この場でもご審議いただきましたインターネット活用についてですが、放送法の改正を受けまして、その準備を行っている旨書いてございます。

また、営業関係でございますと、受信料の支払率が平成25年度末74.5%から、平成26年度末75.6%に上昇したということでございます。また、少し飛ばしていただきまして放送技術関係につきましては、8Kについての研究開発を行った旨ですか、地デジの海外普及に協力した旨が記載されているほか、その下でございますが、業務組織、職員につきましては、女性職員比率が



15.2%等の数字を並べてございます。こういった状況について業務報告が記載されているということでございます。また、経営計画が3カ年計画ということで、2015年度から2017年度のを平成26年度中に策定し、今年度からスタートしているというところでございます。

以上、ご説明、ご報告でございます。

○前田会長 ありがとうございます。何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

どうぞ。

○松崎委員 ちょっと質問で、先ほど番組アーカイブのほうプラスが出ているというのは、とても喜ばしいと思うのですが、これまでの赤字総額というのが少し気になったのですが、どの程度の赤字総額なのでしょうか。

○長塩放送政策課長 これまで、平成25年度末の状況で77.7億円の累積の赤字相当額が積み上がってございました。今般の決算を受けまして、2.2億円解消されますので、平成26年度末で75.5億円という形になります。

○松崎委員 少しずつでも埋めていけるといいですね。大学とか教育の現場でも使えるコンテンツがいっぱいあるので、もうちょっと周知とか、使いやすさの点でうまくいくと、私の同僚の人も必ず経営学の授業で使っているという人もいますので、コマーシャルを上手にすると、学校関係者だけでも大分、利用率が上がるのではないかという気はしました。

○長塩放送政策課長 総務省としても踏まえさせていただくとともに、先生のご意見をNHKにもしっかり伝えたいと思います。ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

私からいいでしょうか。1つは、毎年毎年、事業収入増で、全体として事業が正常な方向に改善されているのは喜ばしいことだというふうに思います。それで、来る前にこの資料をホームページで見て、普通の企業とは随分、財務諸

表が違うものだなという印象です。1つは、NHKは全然、借入金もなくて非常にお資金に余裕がある状況にあるのかなと思います。普通の事業上の資産、機械の設備だとか土地だとか建物だとかというもののほかに、債券をものすごくたくさん持っていて、お金が余った状態なのだと思って見ていたところでした。1ページの一番下に、1つは放送センター絡みの話で、今年の396億円余ったうちの、386億円を建設積立金に入れるということなのですか。そうではなくて、386億円と182億円、両方入れるということなのですね。

○長塩放送政策課長 そうでございます。

○前田会長 ということは、今まで債券で積み立てていたようなものも建設を早めるために、建設積立資産の、会計上そちらに移したということですか。

○長塩放送政策課長 ここ数年、収支差金は建設積立金に移してございます。例年、その年度が終わった翌年度に、前年度は、ここでございますと平成25年度の収支差金182億円を繰り入れるということが、予定どおり今年度、ここに繰り入れるということが予定されてございまして、前年度のやり方ですと、今般生じた386億円は次のタイミングで繰り入れることになってございまして、今般、予算総則を改正してございまして、この部分についても一緒に繰り入れてしまうということで、2カ年度分の相当額を一気に繰り入れるような形になってございまして、ここ数年、同じような積み立て方をしているということでございます。その総額が1,348億円となるというものでございます。

○前田会長 そうですね、すみません、少し私、誤解いたしました。今までと同じように収支差金の分を全部入れると、今年は全部ではないということだけれども、ほとんど積み立てていたのですね。そうですか。

それからもう一つは、アーカイブ勘定が順調にプラスになっていくとすると、今日のテーマではないですけれども、今年度の予算についてはさらにこれを拡大するような方向になっているというふうに考えていいのですか。拡大という

か、黒字が年々良くなるような、今年の決算の状況を踏まえて。

○長塩放送政策課長 平成27年度予算につきましては、事業収入を21億円、支出を21億円でございまして、その差でございしますが、0.1億円の黒字相当額という予算を計上させていただいております。

○前田会長 予算上はそうなっているということなのですね。実態上は一生懸命、予算より黒字になるように努力はされていると思うので、さらに改善していただきたいと思います。

それから、先ほども最初に申し上げたように、事業に直接関係ない資産をたくさん積み上げているケースだと、何らかの外的圧力が加わる可能性があるのではないかと思うのですけれども、そうした議論は一切起きていないというふうに考えていいですか。

○長塩放送政策課長 そういう議論はございませんが、全体として適切な状況になるように、総務省としては今般の決算を含めまして見てまいりたいというふうに考えてございます。

○前田会長 大分前に、10%下げるという話がありましたけれども、それについての、もう一度ああいう話が何らかの形で蒸し返されるというようなことも、特にないということですか。

○長塩放送政策課長 その点、まずセンターの建替というものが予定されてございまして、これが幾らになるかというのは今後、1年をかけて詰めていくということでございますが、少し前までの段階では総額3,400億円という一つの目安がございました。それにしましても現段階までの積立額ということを考えますと、まだ差分がございまして、そういったところを総合的に考えまして、ご指摘の点などにきちんと対応していくということになるろうかと思っております。

○前田会長 普通の企業人から見ると、こんなに現預金や債券を所有しているのはあまり効率的でないという状況と何となく思うものですから、そういう指

摘が外部からないのかなというふうに思っただけです。特に問題があるわけではない、あまりにも健全過ぎる財産状況だということだけが印象でございます。

ほかに何かありますでしょうか。特にありませんか。

それでは、特にほかに質問がないようですので、この報告事項については終了したいと思います。どうもありがとうございました。

## (2) 日本放送協会が行う地上デジタル放送への移行に係る助成業務の実施要綱の変更について

○前田会長 それでは次に、日本放送協会が行う地上デジタル放送への移行に係る助成業務の実施要綱の変更について、につきまして、長塩放送政策課長から説明をお願いいたします。

○長塩放送政策課長 引き続きご報告でございます。A 4、1枚の横のペーパーがございます。これに沿ってご説明させていただきます。

NHKが行う地上デジタル放送への移行に係る助成業務の実施要綱の変更ということでございまして、NHKでは放送法第20条第14項に基づきまして、総務大臣の認可を受けて、地上デジタル放送への移行に係る助成業務を行ってございます。今回ご覧いただきますのは、下の表にある2つでございます。上側、1としてございますのが、地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への経費助成業務でございます。もう1つが、日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段、ケーブルテレビ等への移行を円滑にするための助成の業務でございます。これらにつきまして、平成20年11月に認可を得ているものでございますが、今般、福島原発事故等により設定された規制区域について今後、解除を経てそういった地域に、一時的に避難されている方が戻ってくるが見込まれてございます。こういった方々が今後、

例えば数年の後に戻って来られる際にも、今ご覧いただきました助成業務が適切に受けられるように、この当該区域に限りまして、当初予定してございました実施時期、平成28年3月31日までというものを延長いたしまして、国の支援制度が終了する日のさらに1年後まで延ばそうというものでございます。この日付でございますが、明確に決まっているものではございませんが、いわゆる被災された地域については平成23年度から10年間、復興期間というふうな形で位置付けられてございますので、平成32年度、これが1つのメルクマールになろうかと考えてございます。こういったことを可能にするための実施要綱の変更をするものでございまして、一番下の枠囲みでございますが、この変更に当たりましては、認可した助成業務の目的、助成対象、助成金額といった基本的内容、あるいは受信料財源の負担額を変更するものではないことから、改めて認可を行う必要はないということでございまして、ここでご報告させていただくものでございます。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。本件につきましてご質問、ご意見等、ありますでしょうか。特にありませんか。具体的には期限を変更するということだけですので、特にご質問もないのかもしれませんが。

それでは、本報告につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

## 報告事項（総合通信基盤局関係）

（１）「周波数再編アクションプラン（平成２７年１０月改定版）」（案）について

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

報告事項といたしまして、「周波数再編アクションプラン（平成２７年１０月改定版）」（案）につきまして、田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○田原電波政策課長 周波数再編アクションプランの案につきまして、パワーポイントの配付資料を使ってご説明させていただきます。

最初に、周波数再編アクションプランですけれども、これまで、通常１０月の公表時に本審議会にご報告させていただきましたが、昨年、ご報告させていただいた際に、公表する前にご説明したほうが良いということもございましたので、本年度は、先月、電波の利用状況調査の評価のご審議をいただいた結果を受けまして、現在、パブコメに向けて作成している案につきましてご説明させていただきます、いろいろご意見等を頂戴できればと考えているものでございます。

今回ご説明させていただきますアクションプランの案でございますけれども、まだ部内でも調整中の段階のものがございますので、本日のご意見を踏まえながらパブコメまでに整理をして、公表する予定でございます。

それでは資料に沿ってご説明させていただきます。まず、１ページ目でございますけれども、周波数再編アクションプランの位置付けでございますが、周波数再編のアクションプランは、電波の利用状況調査の結果ですとか、電波利用のニーズですとか、いろいろな審議会、検討会での議論等を踏まえまして毎年見直しを行っております。基本は電波監理審議会に諮問させていただき、答

申をいただいた電波の利用状況調査の評価結果を踏まえて、利用が減っていれば割当てを見直し、利用が増えていれば追加の割当てを検討するわけですが、それにつきまして、いろいろな技術動向等を踏まえまして、周波数再編アクションプランとして、総務省の当面の周波数割当てに関する計画ですとか、技術開発ですとか、制度整備の取組をまとめさせていただいて、公表させていただいているものがございます。このアクションプランの取組により、周波数割当て計画の変更ですとか、技術基準の整備につながっていくわけですが、こちらについては電波監理審議会にそれぞれ諮問をさせていただいて、ご審議いただくという形になってございます。

次の2ページ、3ページ目でございますけれども、主要なポイントと書いてございますが、今回、改定するに当たりまして新たに加えているものをトピック的に抽出したものでございます。簡単にご説明させていただくと、まず昨年度の電波の利用状況調査として、714MHz以下の周波数帯について調査を行い、その評価結果を先月、ご答申いただきましたけれども、その結果を踏まえまして追加した項目をご紹介します。

2ページ目では、2項目のコンテナ荷役用無線システム（26MHz帯）、こちらは既に無線局が残っていないので見直すべきという評価でしたので、これについては新たな割当て、今後の需要を踏まえながら他の無線システムの活用、新たな無線システムの導入に向けた検討を総務省として進めてまいります。あとは、ページャーの関係でございますけれども、FM多重についても既存のページャーとして使っているものはないので、割当てを見直していくことを追記しています。タクシー無線、鉄道用列車制御無線がございまして、こちらにつきましてもそれぞれ評価の結果を受けて、タクシー無線についてはデジタル方式への早期の移行を推進する。鉄道用列車制御無線については、列車制御システムの高度化が望まれているため、400MHz帯の追加の割当ての検

討を行っていくということを追加しているところでございます。

次に、審議会ですとか、昨年ご報告させていただいた電波政策ビジョン懇談会での議論、あるいは国際動向、ITUでの議論を踏まえて追加する事項でございます。2ページが一番上のHF帯及びVHF帯の海上無線システムでございますが、こちらはWRC-12、ITUの世界無線通信会議でこちらの周波数帯の一部をデータ通信用に特定されて、平成29年から適用されるので、こちらの導入に向けて技術的条件の検討を行っていくことを追加しています。

水防道路用移動無線につきましては、国交省で水防事務、道路事務を行う上で必要な通信を行うシステムでございますけれども、こちらについては、現在、150MHz帯と400MHz帯のアナログで運用しているものについて、消防無線の移行後の跡地等の150MHz帯を活用しながら、150MHz帯でのデジタル化を進め、早期の移行を推進していくことを掲げてございます。

災害対策用可搬型無線、400MHz帯でございますけれども、こちらは災害時の臨時の電話回線等に使用するシステムでございますけれども、デジタル化で狭帯域化を図ることで、今年度中に技術的条件の検討を行っていくことを追加しております。

少し高いほうの周波数帯になりまして、3ページ目になりますけれども、携帯電話のシステムでございますが、こちらは電波政策ビジョン懇談会でもいろいろ議論されたところでございますが、携帯電話の周波数の追加に関しまして、現に3GPP、これは国際的に携帯電話の標準化をやっている団体でございますけれども、そういった国際団体が国際バンドとしたところ、あるいはITUで携帯電話システムに確保すべきとしているところを優先的に考えるということで、1.7GHz帯や2.3GHz帯について、公共業務等の既存システムとの周波数共用ですとか再編等に関する検討を進めていくことを明示しております。



その下の準天頂システムでございますけれども、こちら情報通信審議会でいろいろご議論をいただき、準天頂衛星システムについて公共性が高いとして、2GHz帯への導入について、技術的検討を進めていくべきという一部答申を受けておりますので、それを踏まえましてしっかりと検討を続けていきます。

その次に、DSRCとありますけれども、これは今のETCと同じようなシステムでございますけれども、ITS、高度道路交通システムとして、ぶつからない車等のためにシステムの検討が行われております。そちらについても、協調型ITSと書いてありますけれども、次世代型ということで今後、オリンピックが開催される2020年に向けて導入を進めていくことで、政府一丸で取り組んでおりますが、こちらについて国際調和の確保の観点から、新たな通信方式の導入に向けた技術的検討を進めることとしております。

放送の関係ですが、衛星放送を用いた超高精細テレビジョン放送の実用放送の開始に向けて、BSの左旋円偏波の国際調整動向等を踏まえて、実用化に向けた制度整備の検討を進めていくことを新たに追加しております。ロボットにおける電波利用の高度化でございますけれども、こちらは昨今いろいろ議論になっておりますけれども、ドローンをはじめいろいろな災害時に活用する重機等も含めて、ロボットと広く捉えていますけれども、より電波の利用を高度化していくというニーズがたくさんあるので、政府全体としてもロボットの積極活用といったことも議論されていることも受けまして、使用可能な周波数の拡大ですとか、出力のアップについて検討を進めていきますが、周波数帯が現時点で特定されておられませんので、アクションプランとしては検討対象となり得るVHF帯、UHF帯、マイクロ波帯それぞれにおいて、このロボットにおける電波利用の高度化を進めていく記述を新たに追加しているところでございます。

4ページ目以降でございますけれども、周波数帯ごとに、今ピックアップさ

せていただきましたものも含めましてまとめております。4ページ目でございますが、一番低い長波、中波、短波の帯域ですと、先ほどのコンテナ荷役用無線等のほか、ワイヤレス電力伝送システムについては、今年度中に実用化が可能となるよう制度整備を行うことで、現在、情報通信審議会で答申案の審議を行っております。その後、制度整備の関係で本年度中に本審議会にお諮りさせていただくことを予定しているところでございます。

5ページ目、6ページ目がVHF帯でございますけれども、こちらにつきましては、従来から防災行政無線、60MHz帯、150MHz帯がございますけれども、デジタル化を進めるとともに、移動系のシステムについて、260MHz帯への移行を推進していくという大きな流れがございます。こちらについては、先般の電波の利用状況調査の評価結果等も踏まえまして、150MHz帯の防災行政無線については、移行時期がはっきりしていないということもございますので、移行時期未定の自治体に対して導入経過年数等の調査を行い、機器の更新時期等の明確化を促すということで、この周波数の使用期限の具体化という検討を進めていくことを新たに追加しております。

7ページ目、8ページ目のUHF帯になりますが、400MHz帯の防災行政無線のデジタル化、先ほどの150MHz帯と同様に、260MHz帯への移行を推進していきます。800MHz帯のFPU、特定ラジオマイクでございますが、地デジに伴って空いた周波数を携帯に割り当てたことに伴って、ホワイトスペースや1.2GHz帯に移行するというを進めているものがございますけれども、こちらについては引き続き移行を推進していくことでまとめてございます。

9ページ、10ページ目になりますけれども、マイクロ波、ミリ波では、5GHz帯無線LANの高度化については、屋内使用に限定されている5.2～5.3GHzの周波数帯、こちらをオリンピック・パラリンピック、あるいは海外

旅行者の増加等を踏まえて屋外でも使えるように検討を進めていますけれども、本年度中に技術的条件の検討を行うことを新たに追加しております。

5.8/6.4/6.9GHz帯の固定通信システムについて、放送事業用の周波数になっておりますけれども、電気通信業務用にも使えるように技術的検討を行って、今年中に技術基準を策定することとしております。さらに、可搬型の6.5/7.5GHz帯のシステムについても、同様に今年中に技術基準を策定していくことについて、時期を明確化しております。

以上でございますが、こちらにつきましては8月にパブコメの手続きを行い、10月に公表する予定で、今後、作業を進めていきたいと考えております。また、その公表の時点で従来どおり、本日ご報告させていただきました内容から大きく変わってくる場合がございますら、改めてご報告させていただければと思っております。なお、これにつきましては、まだ部内でも検討中の案でございますので、意見募集を開始する8月上旬までは、委員限りでお願いできればと考えております。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。ご質問、あるいはご意見、ございますでしょうか。

○山本委員 1つよろしいですか。5ページの③の部分と、6ページの③に防災行政無線の話が出てきていて、ほかのところに比べるとかなり強く、導入経過年数を調査して機器の更新時期等の明確化を促した上でというようなことが書かれているのですが、これは当初のもくろみよりもかなり遅れているというご認識なのでしょうか。

○田原電波政策課長 こちらについては、移行に関しまして電波利用料の財源で補助を出しております。それに絡みまして、移行期限が明確でないと補助の効果ははっきりしないのではないかと、期限をきっちり定めて明確化すべきでは

ないかという議論が政府部内でございます。それを受けて、我々もいろいろな取組をしていきたいと思いますということで、ここだけ少し具体的な記載になっております。

○山本委員 現状ではどれぐらい移行がされているのですか。

○田原電波政策課長 半分ぐらいだったかと思います。結局、財政力指数の低い、厳しいところだとなかなか進まないということがあったということと、消防無線のデジタル化というのともあわせて進んでおりまして、そことパッケージで進んできたところもありましたが、防災無線には今まで使用期限が切られていないけれども、消防無線は使用期限を切って移行を進めてきているところがありました。

1年ぐらい前のデータになってしまいますけれども、移動系、同報系がありまして、どちらかがデジタル化というのが、先ほど申し上げた半分ですけれども、移動系に関しますとまだ10数%くらいです。やはり、150MHz帯は、ほかのシステムもいろいろ使えるということ、400MHz帯も、1つの帯域に集約すると空き周波数をほかにも活用できるとこともありますから、消防無線のデジタル化にあわせて促進するというので、補助制度を入れて進めています。補助制度の活用により、この時点からは少しは進んでいるとは思いますが、自治体の財政事情もあって進まないということもありますので、支援策も行っていることから、電波を有効に使っていくという観点からもこのような取組を検討しているところです。

○前田会長 全体として黒字で書かれているところが継続した案件で、赤字のところが変わったところ、あるいは全く新しいところですか。

○田原電波政策課長 そういうことでございます。

○前田会長 そうすると、アクションプランは半分以上、赤字で書かれているような気がするのですが、こうしたものですか。

○田原電波政策課長　こちらはどちらかというと、先ほどご説明しましたが、当面の取組と、中長期的な個々の課題としてまとめてございます。当面の取組については、今年度、来年度ぐらいで取り組むことを書いております。その関係もありますので1年後ぐらいになると時勢が進むということで、検討というのを、次は期限を切って今年度中に技術基準をつくる、技術的条件を定めるという記載の変更をするところが多いので、事項が同じでも、中身が進んだことによって記載を変える部分と、その間に新しい課題が出てきますので、それを追加しますので、大体このぐらい入れ替わっていく形になっております。

○前田会長　そうですか。例年に比べて新しいことが多いような気が若干いたします。素晴らしいことだと思いますが。

○田原電波政策課長　前回もご議論があったのですがけれども、どこまでここに盛り込むかというので、これで本当に漏れがないのか部内で確認しております。この1年間やるべきことで、書けるものは書いていく、評価の結果を受けたものはどんどん入れていくことで、再度、私どもで、もう一度、チェックしておりますので、まだまだ修正が加わる可能性があります。

○前田会長　パブコメの結果によって、全く新しいことが追加されるということも、もし1年以内にできそうなことであればという条件付きだと思いますけれども、それはあり得るのですね。

○田原電波政策課長　そのような場合もございます。本当に緊急の議題であれば具体的な取組になりますし、そこまでいかなくても今後取り組むべき課題として入れていくこともあり得るかと思えます。

○前田会長　吉田先生のほうはありませんか。

○吉田代理　大変重要なことだと認識していますが、今、ざっと拝見した限りでは特段の意見は思い浮かびません。ただ、多分、パブコメにかけますと、内容に興味をお持ちの方はたくさんいらっしゃると思いますので、いろんな、あ

る意味でいいコメントがたくさん上がってくるのではないかと思います。すなわち、日本の無線の業界にとって非常にプラスになるようなものが上がってくることを期待しております。

○前田会長 ほかに質問はございませんか。

これからやるべきことがかなりクリアに、私どもも勉強させていただいて、これから取り組みたいというふうに思います。

ほかにご質問がないようですので、この報告事項についてはこれで終了したいと思います。よろしいですか。

ありがとうございました。以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。

(総合通信基盤局職員退室)

## 閉 会

○前田会長 それでは本日はこれにて終了いたします。

次回の開催は、平成27年9月9日水曜日15時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。